

令和3年度高知県立牧野植物園指定管理者事業評価委員会実施要領

自然共生課

1 評価の概要

- (1) 指定管理者 公益財団法人高知県牧野記念財団
- (2) 評価対象 指定管理者による令和2年度の管理運営業務実施状況
- (3) 根拠 高知県立牧野植物園の管理運営に関する基本協定書第33条
高知県立牧野植物園指定管理者事業評価委員会設置要綱

2 実施日時

- (1) 日時：令和3年10月28日（木）9時30分から12時00分まで（予定）
- (2) 場所：高知県立牧野植物園 本館 映像ホール

3 評価の方法

(1) 評価委員会の進め方

①業務報告

指定管理者から令和2年度の業務実施状況について報告を行う。

②個別評価

業務報告を受け、事業計画書、仕様書、事業実績報告書等の書面調査及び指定管理者に対する質疑応答を基に、各委員が様式1「令和3年度高知県立牧野植物園指定管理者事業評価シート（対象：令和2年度）」により項目ごとの個別評価を行う。

③総合評価

個別評価を踏まえ、合議により委員会としての総合評価を行う。

④管理運営に関する助言

評価委員会は、利用者の立場及び専門的な見地から植物園の管理運営、事業計画及び業務改善等について助言を行う。

(2) 評価の基準（目安）

- ①個別評価／小項目及び中項目ごとに、「ABCD」の4段階又は「可・不可」の評価を行う。
- ②総合評価／「ABCD」の4段階とする。

※ABCDの評価は下記を基準とする。

評価	評価内容
A	仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われたもの
B	おおむね仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われたもの
C	仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要なもの
D	管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善を要するもの

(3) 評価結果の取扱い等

①指定管理者への通知

自然共生課は、指定管理者に評価結果を通知し、業務の適正な履行とサービスの向上確保につなげる。

②行政管理課への報告及び公表

評価結果は、様式2「公の施設の指定管理者における業務状況評価」により、行政管理課に報告し、自然共生課のホームページで公表する。

附則

この要領は令和3年9月28日から施行し、事業評価の終了をもって廃止する。